

(参考) 改正後の販売時における対応比較

- 周辺年齢での年齢確認を実施（黄色）するほか、多量購入（橙色）や留意すべき場合に対し、広く適切に対応。
- ネット販売においてオンライン（ビデオ通話）による販売を求めることとなるのは、濫用の懸念から特に対策を講じるべき場合（青点線の範囲）であり、上記と概ね同じ射程となる。

	現状の制度	改正後
販売時の対応事項	○販売時の確認（省令上の遵守事項） ・購入理由／他医薬品の使用状況 ・年齢氏名(①②の場合) ○情報提供：努力義務	○販売時の確認（法令上の義務） ・購入理由／他医薬品の使用状況 ・年齢氏名（②～④で必要な場合） 等 ○情報提供：義務 ○販売時の対応を手順書で規定
購入希望者の属性と販売方法	現状の制度	改正後
① 一定年齢*未満／多量購入	対面／テキストによるやりとり ①②：主なネット事業者では販売せず ③：原則1人1個までとして対応 （省令・通知による対応）	販売禁止
② 一定年齢*未満／少量購入		対面／オンライン
③ 一定年齢*以上／多量購入		対面／オンライン
④ 一定年齢*以上／少量購入		対面／オンラインorテキストによるやりとり

※省令で定める一定数量以上の購入を禁止等する年齢

